

－ 保育時間内の与薬について －

保育施設では通常、薬の預かりや与薬を行わず、体調が悪いときは、家庭で様子をみていただくか、病児又は病後児保育を利用していただくのが原則です。保育時間中に与薬が必要な場合には、本来は保護者が来室して服用させていただくものです。

ただし、やむを得ない理由で来室できないときは、保護者と施設側で話し合いの上、保育時間内での与薬が必要な場合に限り、保護者からの申込みをもって保育士が保護者に代わって与薬します。

この場合、万全を期するために「与薬申込書」に必要事項を記載し、医療機関又は薬局で発行された「薬剤情報提供書」と一緒に薬に添付して、施設長又は一時的保育室担当者に直接手渡してください。なお、必要に応じて医師の診断書（有料）の提出をお願いすることがあります。

1 お預かり、与薬ができる薬

医師が処方し調剤したもの又はその医師の処方により薬局で調剤したもので、家庭で1回以上服用し、副作用などの問題がないことを確認した薬に限りします。

- (1) 慢性疾患(てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他)のため、医師が保育時間内の決まった時間に服用することが必要と判断し処方した薬
- (2) 熱性けいれんの既往があり、医師が発熱に伴うけいれん予防のために必要と判断し処方した坐薬

2 お預かりできない薬

- (1) かぜ(咳、鼻水・鼻づまりなど)、下痢、解熱剤などの急性の病気の薬
- (2) 保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬、以前に処方された薬など)
- (3) 「鼻水、クシャミが出たら・・・」、「咳が出たら・・・」のように、保育士がその都度、症状の有無や軽重を判断して与えなければならない薬

3 与薬についての約束事項

- (1) 医師の診察を受けるときには、お子さんが〇〇時から〇〇時まで在室していること、保育施設では原則として服用できないことを伝え、可能な限り家庭での与薬となるように相談してください。
- (2) 薬は1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前、薬品名、日付・与薬時間を記載し、当日分のみを持参してください。散薬(粉薬)は処方時の袋のままで、水薬(シロップ)は、毎回清潔な容器に1回分を準備してください。
- (3) 熱性けいれん予防の坐薬を使用する際には、原則として保護者に連絡し、確認と同意をとった上で与薬します。そのため、いつでも確実に連絡できる場所と連絡方法を記載してください。なお、坐薬の使用は応急処置です。そのままお子さんをお預かりすることはできません。確認の連絡が入りしだい、速やかにお迎えをお願いします。
- (4) 内服後の嘔吐、坐薬挿入後の排出の時には保護者に連絡します。医師と相談し、その時の対応を「与薬申込書」の特記事項欄、または診断書に具体的に記載してください。

<参考：日本保育保健協議会>